

(案)

名古屋市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりである。

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

エ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、別表(3)ウに掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業。

別表(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 対象施設	2 補助基準額	3 対象経費
ア 既存施設のユニット化改修支援事業		対象施設のユニット化等改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室→ユニット化」改修	1 整備床あたり 1,600 千円	
「多床室→ユニット化」改修	1 整備床あたり 3,190 千円	
・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院		
イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業		工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1 整備床あたり 976 千円	
ウ 介護施設等における看取り環境整備推進事業(※1)		整備のための改修に必要な経費は同上。 設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。 なお、次に掲げる事業等は補助の対象とはならない。
・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム(※2)	1 施設あたり 4,670 千円	
エ 共生型サービス事業所の整備推進事業 (※3)		・ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業 ・ 職員宿舍、車庫及
・ 通所介護事業所 ・ 地域密着型通所介護事業所	1 事業所あたり 1,390 千円	

	・短期入所生活介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所		び倉庫の建設にかかる費用
--	--	--	--------------

- ※1 整備を行う個室は、看取り及び家族等の宿泊に十分なスペースを確保すること。また、整備した個室は看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に利用することができる。
- ※2 有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。
- ※3 本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。